新監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成30年6月8日

新潟市監査委員 高 井 昭一郎 同 伊 藤 秀 夫 同 渡 辺 有 子

加藤大弥

司

監査結果等に基づく措置

平成29年度第3期定期監査及び行政監査結果報告(平成30年3月26日新監査公表第14号)分

Ele str. o. Ale El Mi	措		
監査の結果等 (指摘・意見)内容	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	措置実施部署
《指摘事項》 契約及び行政財産使用許可手続において、不適切な事務処理が行われていたもの(中央区役所区民生活課) 本件は、業務委託における契約事務と行政財産使用許可の手続きについて、担当者が失念したことにより事務処理遅延が生じたものである。中央区区民生活課では、公衆トイレ清掃業務委託の入札を平成29年3月29日に実施して落札者を決定したものの、契約書の作成を担当者が失念し、契約が未締結のままとなっていた。落札者は前年度の受託者であったことから、引き続き業務を行っていたが、契約が締結されていないため請求書を発行することが出来ず、平成29年4月から12月分までの委託料1,496,879円が末払状態となっていた。 また、平成28年4月1日からの電柱設置の更新に係る行政財産使用許可について、設置者から平成28年2月1日付で申請書が提出されていたものの、担当者が手続きを失念していた。設置者から使用半が未払いである旨の連絡を受けて手続きがされていないことを認識し、平成29年2月1日になって平成28年4月1日からの許可を行っていた。公衆トイレ清掃業務委託は、前年度からの継続的な業務であり、また、電柱設置に使う使用許可も定期的に申請される事案であったことから、双表ともに業務の進捗状況が課内で確認できる体制であったならば、担当者のはため、1	て請求書を発行してもらい,支払いを行った。 ・支払事務について財務関係法令を順守するよう指導した。 (平成30年1月12日~平成30年1月25日)	施する。 〔業務委託料支払い〕 ・年間の支払一覧表を作成し、支払い が適正に行われているか、複数人で確	中央区役所窓口サービス課
た念があったとしても早期に気づき、対応することができたと考えられ 5。市の不作為によって、9カ月間に渡る未払状態、10カ月間の不許可対 隻を相手に強いることとなったのは遺憾と言わざるを得ない。今後は、業 第の実態や進捗状況を把握し、事務処理遅延が生じないようチェック体制 砂強化し、適切に処理されるよう留意されたい。 【合規性】 ※平成30年4月1日より、区民生活課は窓口サービス課に組織改編されてい 5。	本件は,担当者が失念したことが原 因であり,既に指摘されていること	【業務委託料支払い】 庶務研修等の研修の際に、契約事務の 執行に遺漏がないよう, 改めて周知す る。また、現在の契約事務の手引き は、契約事務を一連の流れで確認でき るよう改訂したため、手引に沿って適 切な事務処理を行うよう周知を行う。 (平成30年4月10日~平成30年6月30 日)	【制度所管部署】 財務部契約課
	は、平成28年度はすでに遡って許可 しているため訂正はできない。 所管課においては、次の対応によ	〔行政財産使用許可〕 本件の使用許可事例については、財産 管理事務の理解不足によるものである確 ことから、財産事務管理者に実態を應 認し、適切な処理を行うように指導す るとともに、全庁に対しては研修会等 をとおして財産管理事務への認識を深 め再発の防止に努める。 (平成30年5月2日~平成30年5月31日)	【制度所管部署】 財務部財産活用課

						措置		
監 査 の 結 果 等 (指摘・意見)内容						改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
《指摘事項》 未納の道路占用料において、不適切な事務処理が行われていたもの(中 央区役所建設課) 中央区における道路占用料(市道分)の未収額が増加傾向にあり、特に平 成24年度から平成26年度までの3年の間に許可したものの未収額(平成28 年度末現在)において、平成24年度許可分は1,191,238円、平成25年度許 可分は1,705,193円、平成26年度許可分は3,347,231円と、例年に比べ増加 している。道路占用料の時効は5年であることから、平成24年度許可分に ついては既にその全額が不納欠損となる見込みであり、平成25年度及び平 成26年度許可分についても、このままでは順次不納欠損となるおそれがあ る。						の事項を実施。 ① 道路占用料未納者の実態を確認。 ② 平成25年度,平成26年度許可分について督促状を発送。 ③ 担当職員間で債権管理の重要性を認識するとともに,再発防止策を検討した。 (平成30年3月15日~平成30年5月2	また、未納者が新たに申請書を提出してくる場合は、許可を留保することで、未納を解消する。	中央区役所建設課
【表 1 】H28 区別道路占用	料収入未済額	【表 2】H28 中央区	道路占用料収入未済額の)内訳(許可年度別)				
	【単位:円】			【単位:円】				
課名	収入未済額	許可年度	収入未済額	備考				
土木総務課 (国県道)	167, 535	平成19年度	127, 297	不納欠損				
北区建設課	0	平成20年度	106, 640	不納欠損		・本件については、所管課において	・本件事例については、所管課におけ	【制度所管部署】
東区建設課	0	平成21年度	493, 106	不納欠損		道路占用料の未収額の実態を確認し	る財産管理事務の理解不足によるもの	土木部土木総務課
中央区建設課	6, 746, 470	平成22年度	222, 159	不納欠損			であることから,今後,今回と同様の 状況が判明した場合においては,所管	
江南区建設課	0	平成23年度	514, 980	不納欠損	していることを確認した。 課	課に対し適切な事務処理を行うよう指		
秋葉区建設課	0	平成24年度	1, 191, 238			(平成25年度許可分は平成30年3月15 日に、平成26年度許可分は平成30年5		
南区建設課	0	平成25年度	1, 705, 193			月2日にそれぞれ督促状を発送済 み。)	木総務課主催で各区建設課担当向けに 毎年開催)において,今回指摘のあっ	
西区建設課	18, 884	平成26年度	3, 347, 231	6, 746, 470		た	た事例を紹介し注意喚起を図るととも	
西蒲区建設課	0	平成27年度	196, 040			(平成30年4月4日~平成30年5月2 日)	に,債権管理課において実施する債権 管理研修への参加を促し,再発を防止	
合 計	6, 932, 889	平成28年度	306, 768			H)	する。	
道路占用料を納付管理者の義務としいても必要な要件で、歴代の関係で	、て定められて =となるなど, ŧ員は当該未収	おり, また, 債権管理に 金の債務者に	督促はその。 おける基本で こ対して一度	後の滞納処タ あるにもかス も督促をし	分にお いわら ておら		(平成30年4月4日~平成31年3月31日)	Lited adoracións for 99
怠し、 をし、 をし、 をし、 を促状を送付し とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 とので、 という。 とので、 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。 という。	ない。 はい。 よい。 よい。 よいる 過いな 過いな がる 過いな でいる 過いな でいる 過いな でいる ののでは でいる ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは ののでは のでは	P成27年度りったねのの、 つ未納者に対った場合に対 重要性に対 来していない。 者権管理の1 債権管理の1	「降はこのようでは、 現年度を関われては、 では、本本では、本本では、本本では、本本では、本本では、 では、ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	5 な状況を 未納者に対 大きが生じる。 大きが生きで をが でで でで でで でで でで でで でで でで でで で	閉しなどあ 再句といいる 度け	など、滞納の未然防止の取組みの検討や、過年度分についても、与急に 日保状を送付し不納欠損にならない ように最大限努めるように助ら言した。また、債権管理における法令遵守等についても助言した。 ・全庁に対しては、毎年度、債権管理に関する研修を行っており、今後 も債権管理についての適正な事務に ついて周知・徹底を図る。		【制度所管部署】 財務部債権管理課
【合規性】						(平成30年2月6日~平成31年3月31日)		